

社会保険 とやま

S H A K A I H O K E N T O Y A M A

2019.8

隔月発行

No.623



CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- 賞与支払届の提出について
- 貸金台帳等の添付書類の一部廃止について
- 被保険者本人の署名・押印の省略について

「協会けんぽ」からのお知らせ

- 申請書の様式が新しくなりました
- ジェネリック医薬品について
- 事業者健診結果データをご提供ください

「社会保険協会」からのお知らせ

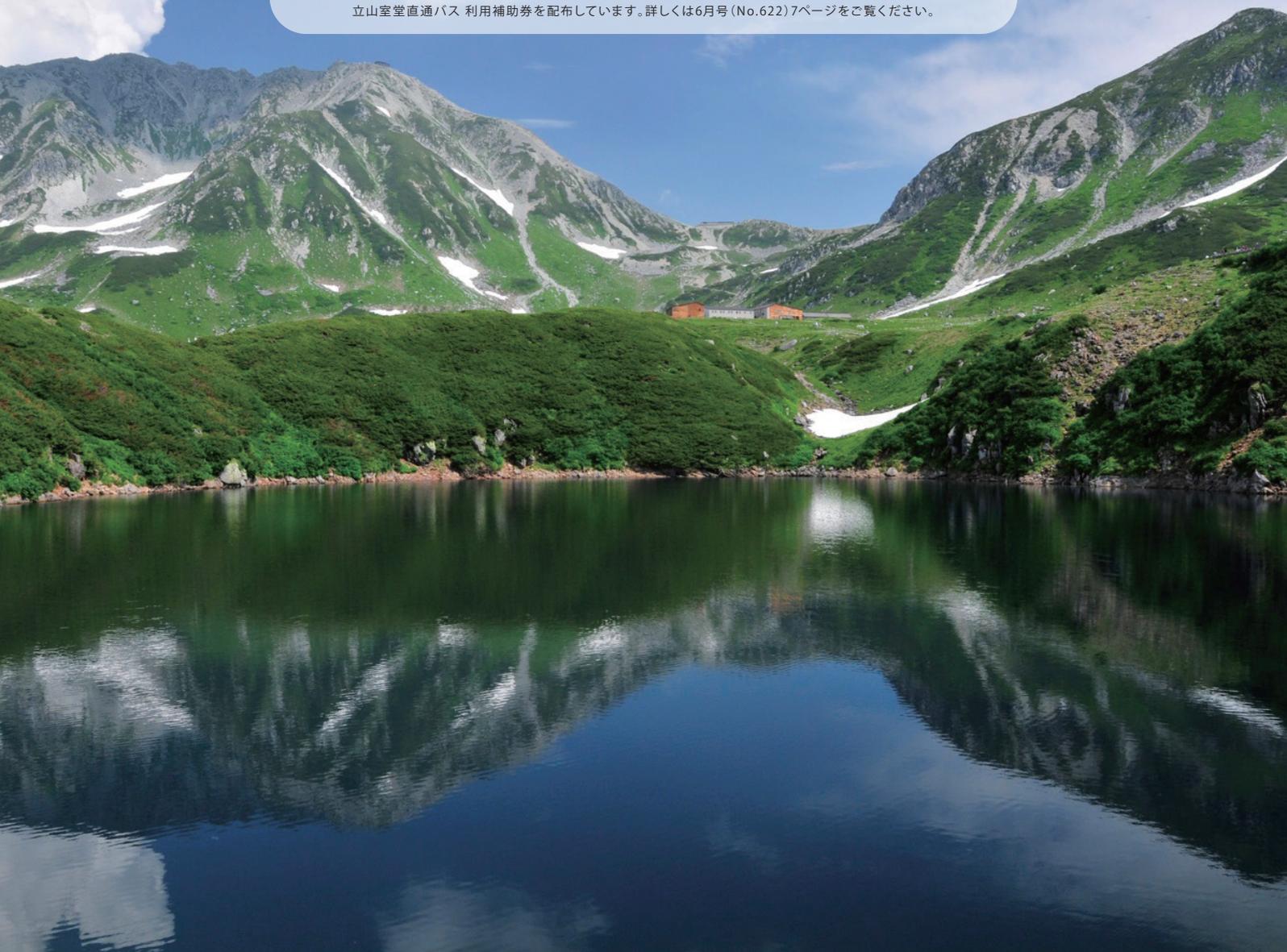
- 「冬季温水プール・トレーニング」利用補助券のご案内
- おいしい健康レシピについて
- 第26回ビーチボール大会の参加者募集について

富山ー室堂直通バス運行中

富山地方鉄道株式会社 〒930-8636 富山県富山市桜町1-1-36 TEL 076-432-5530

立山室堂直通バスを利用されると、乗り換えなしで富山駅前から約2時間30分で標高2400mの室堂ターミナルに到着します。地上よりも12~13℃低い別世界へとお誘いします。

立山室堂直通バス 利用補助券を配布しています。詳しくは6月号 (No.622) 7ページをご覧ください。





賞与を支払ったときは 『賞与支払届』を提出してください

被保険者に賞与を支払ったときは、支払日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届／70歳以上被用者賞与支払届」及び「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表」を提出することとされています。この届出により、保険料額や年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」を決定します。

年3回以下の賞与が標準賞与額の対象となります

賞与にかかる保険料額は、被保険者に支払われた賞与の総支給額の千円未満を切り捨てた額（「標準賞与額」といいます）に、健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料率を掛けた額となり事業主と被保険者が折半で支払います。

「標準賞与額」の対象となる賞与は、名称にかかわらず労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の回数で支給されるものをいいます。

※「標準賞与額」の上限は、健康保険では年間573万円（保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）、厚生年金保険では1ヵ月あたり150万円です。

報酬・賞与の区分について

平成31年1月4日から、報酬と賞与の区分がさらに明確化されました。

業績に応じて支給される諸手当等を「通常の報酬」「賞与に係る報酬」「賞与」に区分し、以下の取り扱いで標準報酬月額の設定を行うこととされています。

- ① 諸手当等の名称にかかわらず、諸規定または賃金台帳等から同一の性質を有すると認められるものごとに判別します。
- ② 7月2日以降、新たに諸規定において、年4回以上の諸手当等の支給が新設された場合であっても翌7月1日までの間は「賞与」として賞与支払届を提出してください。（※3）

報酬・賞与の区分	諸手当等の支給回数		定時決定等の取扱い
【通常の報酬】	以下の場合以外（※1）		定時決定（4～6月の平均額）
【賞与に係る報酬】	毎月支給	毎月定額に支給される手当と半年毎に支給される手当が一体で支給されていると考えられる場合などであって、諸規定又は賃金台帳等で区分できず、1か月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されるもの（※2）	定時決定又は7～9月の随時改定の際、7月1日前の1年間に受けた賞与（手当等）の総額を1／12として算定する 〈事例〉が（※2）に該当する場合、 (10,000円×10+110,000円×2)／12月=26,666円を各月に加算します。
	年4回以上の支給（年11回以内）（※3）		
【賞与】	年3回以下の支給		支給のつど、賞与支払届で提出

単位(円)

〈事例〉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常の報酬	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
手当A	10,000	10,000	110,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,000	10,000	10,000	10,000

【解説】「手当A」については、業績に応じて支給され、支給額から毎月定額により支給される手当（定額分）と半年毎に支給される手当（変動分）があり、給与規程または賃金台帳等で明確に区分されている場合は「通常の報酬」（※1）として取り扱い、一体で支給されていると考えられる場合で、給与規程及び賃金台帳のいずれにおいても区分されておらず、客観的に区分できない場合には、1か月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されるものとして、「賞与に係る報酬」（※2）として取り扱うこととなります。

60日遡及及び5等級以上の引き下げの場合の添付書類を廃止します

これまで賃金台帳や出勤簿等の写し等の添付を求めていた以下に該当する事項について、添付書類を廃止する取扱いに変更となりましたのでお知らせします。

- ①被保険者資格取得届の資格取得年月日が受付年月日から60日以上遡及する場合
- ②被保険者資格喪失届の資格喪失年月日が受付年月日から60日以上遡及する場合
- ③被保険者報酬月額変更届の改定年月の初日(1日)が受付年月日から60日以上遡及する場合
- ④被保険者報酬月額変更届における改定後の標準報酬月額が従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合



なお、上記ケースの場合、添付書類は求めませんが、**事業所調査で確認**いたしますので調査時のご協力をよろしくお願いいたします。

※上記4つのケース以外の添付書類は今まで通り、審査確認のため添付していただきますようお願いいたします。

被保険者本人の署名・押印の省略

以下の届書について、事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認し、その旨を各届書の備考欄に「**届出意思確認済み**」と記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印を省略できます。また、電子申請や電子媒体による申請においては、委任状の省略ができます。



- ・被保険者生年月日訂正届
- ・被扶養者(異動)届/第3号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の申出を行う場合)
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の終了する場合)

※上記以外の届出は、引き続き本人の署名・押印等が必要となります。

詳しくは、お近くの年金事務所または日本年金機構のホームページにてご確認ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



2019年
5月から

申請書の様式が新しくなりました!

協会けんぽでは、ご提出いただいた申請書等について円滑に給付金のお支払いを進めるため、システム刷新を計画しております。それに伴い、申請書等の様式について変更させていただきますので、新様式の使用にご協力をお願いいたします。

◆ どこが新しくなったのか?

申請書等の自由記載欄をマス目化しました。

(機械による文字の読み取り精度を高めます)



◆ 対象となる申請書は6種類

傷病手当金

出産手当金

出産育児一時金

高額療養費

療養費
(立替払・治療用装具)

埋葬料

これまでの様式も引き続き使用できますが、円滑に給付金をお支払いするため、可能な限り新様式をご使用いただけますよう、ご協力をお願いいたします。新様式は協会けんぽホームページから入手できます。また、申請書のご提出は、郵送によるお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 業務グループ TEL 076-431-6155

そのお薬、ジェネリック医薬品に変えられます!

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると、厚生労働省が承認したお薬です。また、先発医薬品よりも開発期間が短く、コストが抑えられるため薬価も3~5割程度安くなります。



処方せんが**一般名**で記載されていれば
ジェネリック医薬品を選べます

一般名=お薬の成分名

一般名(薬の成分名) 【般】○○○ カプセル 20mg

一般名の場合、医薬品の名前の前に【般】の表示をされることがあります。

※メーカー製品名(ブランド名)の表記であっても、医師の変更不可サインがなければ、ジェネリック医薬品に変更することが可能です。
※メーカー製品名(ブランド名)の処方から一般名の処方に切り替わった場合、処方せんに表記される名前が変わりますが、薬の成分は同一です。
※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。在庫がない場合や、使用できる病気(効能)が異なる場合など、切り替えることができない場合もございます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は医師または薬剤師へご相談下さい。

お問い合わせ先 企画総務グループ TEL 076-431-6156

生活習慣病予防健診以外の事業者健診を実施されている事業所様へ

事業者健診(定期健診)結果データをご提供ください

協会けんぽが行っている生活習慣病予防健診を受けられなくても、事業者健診(労働安全衛生法で定める定期健康診断)結果データをご提供いただくことにより、生活習慣の改善が必要な方に無料で特定保健指導を実施します。

事業者健診結果データをご提供いただきたい方

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診されていない
40歳～74歳の被保険者(ご本人)様が対象です。

どうして事業者健診結果データの提供が必要なのですか？

事業者健診(定期健診)の結果を協会けんぽの健診受診率に反映させるためです

事業者健診を受けただけでは協会けんぽは健診結果を把握できません。受診先の健診機関、または直接事業所から協会けんぽが、健診結果データの提供を受けることにより、皆さまの健康保険料率に関わるインセンティブ(報奨金)制度の評価項目の一つである健診受診率の向上につながります。

従業員の個人情報を提供することに問題はないですか？

事業主様が協会けんぽへ健診結果データを提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」で義務付けられています。また、個人情報保護法の責任を問われることもありません。

どのような方法で提供すればいいですか？

事業主様は協会けんぽに「同意書」を提出してください。「同意書」があることで健診受診者の情報を協会けんぽが健診機関に提供し、健診機関から事業者健診結果データの提供を受けることができます。

※一部対応していない健診機関があります。

お問い合わせ先 保健グループ TEL 076-431-5273



冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券のご案内



利用対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者及び被扶養者

申込方法 4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右記様式にて申込書を作成してください。(申込書は当協会ホームページの「各種申込書」より印刷することもできます)
返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。
※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAXしてください。(FAX 076-433-3664)
※補助券の発送は、9月20日からです。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券申込書		
事業所名		
事業所所在地 〒		
協会会員番号		(例) 1-3373
電話番号	FAX番号	
担当者名	希望枚数	枚

ご利用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日まで

ご利用方法

利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を記入して、利用される下記施設に提出のうえ、会員利用者負担金をお支払いください。

施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)	高校生以上	1時間	510円 → 210円	プール・トレーニングジム・浴室
		2時間30分	1,030円 → 730円	
スポーツドーム エアーズ本館(高岡市)	高校生以上	1日	1,540円 → 1,240円	プール・トレーニングジム・浴室
		1日	2,700円 → 1,130円	
タラソピア(滑川市)	16歳以上	1日	850円 → 450円	ダイナミックゾーン
らくち〜の(朝日町)	中学生以上	1日	1,150円 → 850円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,500円 → 900円	プール・浴室
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	650円 → 350円	プール・トレーニングジム・浴室

各補助券共通 事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1~9人	10枚	82円	50~99人	40枚	92円	300~399人	100枚	140円	750~999人	250枚	250円
10~29人	20枚	82円	100~199人	50枚	92円	400~499人	150枚	205円	1,000人以上	300枚	250円
30~49人	30枚	92円	200~299人	80枚	140円	500~749人	200枚	250円			

利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、上表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
*発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

おいしい健康レシピ

日差しの暑い日は冷たいパスタが美味しい アボカドと生ハムの冷製クリームパスタ

材料 1人分
 アボカド …………… 1/2個 オリーブオイル………… 大1
 トマト …………… 1/2個 ニンニク………… 1/2片
 レモン汁………… 小1 スパゲティ………… 100g
 牛乳 …………… 100cc 生ハム………… 3枚
 顆粒コンソメ …… 小1/2 粉チーズ………… 大1
 塩、こしょう …… 少々



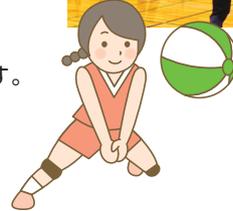
作り方
 ①アボカドとトマトは1cm角にカットする。アボカドにレモン汁を絡めておく。
 ②フライパンに、オリーブオイルとニンニクを入れ香りが立ったら、アボカド、牛乳、塩、こしょうを加えてゆすりながら、ひと煮立ちさせる。ボウルに移し粗熱が取れたら冷蔵庫で冷やす。
 ③たっぷりのお湯に塩を少々入れてスパゲティを茹で、流水で洗い冷水でしめる。
 ④②のボウルにスパゲティとトマトを入れて混ぜ、お皿に盛りつけた上に生ハムをのせて粉チーズを振ってできあがり。

栄養素の宝庫といわれるアボカド!
お好みによって、アボカドの量を増やしたり、牛乳の半分を豆乳にしたりして濃厚さを調整して楽しむのもいいですね。

料理&レシピ 桐島 蒼

第26回 健康保険 ビーチボール大会

- 日時** 9月28日(土) 開会式 9時～
- 会場** 富山県総合体育センター(富山市秋ヶ島183)
- 参加資格** 協会管掌・組合管掌健康保険の被保険者及び配偶者
- 競技区分** 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること)
※1事業所につき申し込みは4チームまでとさせていただきます。
- 参加料** 1チームにつき 会員事業所 1,000円(傷害保険料含)
非会員事業所 3,000円(傷害保険料含)
●参加された各チームに参加賞をお渡しします。
●トーナメント毎に優勝、準優勝、3位(2チーム)を表彰します。



参加者募集!

申込期限
9月12日(木)

- 適用規則** 日本ビーチボール協会認定ルール適用
- 申込方法** 下記参加申込書を作成の上、FAX(076-433-3664)にて、当協会までお申し込みください。
- 実施要項** **要項は、当協会ホームページの最新情報に掲載しますので、ご確認ください。なお、受付済みのチームについては、9月18日の最新情報に掲載いたします。**
(<http://www.shaho-toyama.or.jp/>)
ホームページをご覧になれない方は、当協会までご連絡ください。
※ビブス(ゼッケン)の貸出はしませんので、各チームで用意してください。
- チーム編成** ●同一事業所に勤務する人で編成することとし、1チームのメンバーは7名以内となります。
●7名登録の場合、監督は選手を兼ねることができます。
●大会当日、選手は必ず下記のゼッケン番号を前後に表示してください。
●同一者を複数のチームに登録することはできません。
●同一事業所でのチーム編成が困難な場合、2以上の事業所が連合して1チームを編成することができます。この場合は上記の参加資格と次の条件を満たしていなければなりません。
※登録メンバーのうち1/2以上のメンバーが同一事業所であること。
(7名の場合4名以上、6名の場合3名以上、5名の場合3名以上、4名の場合2名以上)

申込様式

ふりがな					
チーム名	※必ず事業所名としてください。略しても結構です。同一事業所で複数参加の場合は語尾にA・B…とつけてください。				
事業所名	協会番号				(例) 1-3373
事業所住所	〒 -				
電話番号	() -	FAXでのご連絡はいたしませんのでご了承ください。			
代表者名	代表者連絡先	() -			
ゼッケン番号	氏名	性別	年齢	被保険者証番号	
1	監督				
2	主将				
3					
4					
5					
6					
7					

お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663
FAX 076-433-3664

一般財団法人 富山県社会保険協会

平成30年度事業報告及び決算報告

会員の皆様には、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月に理事会(書面表決)、6月3日に理事会及び評議員会を開催し、平成30年度の事業報告並びに収支決算について慎重に審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

平成30年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報紙「社会保険とやま(年6回発行)」を事業所及び関係機関に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報紙や新着情報を掲載し制度の啓発や健康づくり事業等の促進に努めた。
- (3) 6月には、健康保険適用・給付関係、9月には、年金・労働保険関係、11月には、新任事務担当者講習会を実施した。

2 健康づくり事業

- (1) 職場に保健師、運動指導士等を派遣する「健康講習会」、「健康体操」又、「健康体操」を利用できない被保険者の方々を対象とした個人講座「ヨーガ講座」を実施し、被保険者の意識の向上と健康づくりを実践した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ポウリング教室、ビーチボール大会を実施した。

3 福利厚生事業

「山の家」「海の家・プール」「スキーリフト」「室堂直通バス」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「優待施設利用会員証」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ポウリング場」「ジップラインアドベンチャー立山」「健康づくりDVDの貸出」「東京デイズニースーツ」「生活習慣病健診のオプション検査」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書や県社会保険委員会連合会に対し助成を行った。

平成30年度正味財産増減計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	10,081
	特定財産運用益	37,100
	受取会費	38,767,590
	事業収益等	2,379,200
経常収益計		41,193,971
経常費用	制度の啓発事業費	18,312,669
	健康づくり事業費	9,579,629
	福利厚生事業費	8,967,891
	支援事業費	1,880,580
	管理費	3,090,391
経常費用計		48,341,038
当期経常増減額		△7,147,067

【経常外増益の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△7,147,067
一般正味財産期首残高	113,792,681
一般正味財産期末残高	106,645,614

(詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。)

日本年金機構からのお知らせ

令和元年9月・10月の年金出張相談所

相談時間 午前10時～午後3時

- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。 ※印は定例曜日と異なる日
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

富山管内

大沢野行政サービスセンター	9月13日(金)	10月11日(金)
大山地域市民センター	——	10月9日(水)
八尾健康福祉総合センター	9月4日(水)	10月2日(水)
婦中行政サービスセンター	9月20日(金)	10月18日(金)

高岡管内

氷見市役所	9月11日(水)	10月9日(水)
氷見商工会議所	9月25日(水)	10月23日(水)
射水市役所	9月17日(火)	10月15日(火)

魚津管内

滑川市役所	9月12日(木)	10月10日(木)
上市町働く婦人の家	9月24日(火)※	10月29日(火)
立山町民会館	9月5日(木)	10月3日(木)
入善町役場	9月19日(木)	10月17日(木)
朝日町役場	9月18日(水)	10月16日(水)

砺波管内

小矢部市役所	9月3日(火)	10月1日(火)
城端行政センター	9月10日(火)	10月8日(火)
福光行政センター	9月26日(木)	10月24日(木)

来訪相談のご予約は

【予約受付専用電話】へ 0570-05-4890

●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

【ねんきんダイヤル】へ 0570-05-1165

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

【ねんきん加入者ダイヤル】へ 0570-007-123

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】へ 0570-058-555

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 076-441-3926

高岡年金事務所 0766-21-4180

魚津年金事務所 0765-24-5153

砺波年金事務所 0763-33-1725

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎを行いますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
http://www.shaho-toyama.or.jp/

令和元年8月20日

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部
(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉
株式会社富士印刷